AE_{24}	ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.014
	イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.021
	ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.035
	エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.049

第十一条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AG_{18}中「0.028」を「0.027」に、「0.049」を「0.048」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{19}イ中「0.050」を「0.049」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{20}ア中「0.029」を「0.028」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{21}中「0.008」を「0.029」に、「0.007」を「0.032」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{19}中「0.022」を「0.021」に、「0.040」を「0.039」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{20}イ中「0.030」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{21}ア中「0.006」を「0.020」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{21}イ中「0.006」を「0.025」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{19}イ中「0.030」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{21}中「0.005」を「0.015」に、「0.004」を「0.019」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{22}の次に次のように加える。

AK_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.003
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.003
AK_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.003
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.002

第十一条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AM_{21}中「0.005」を「0.015」に、「0.004」を「0.019」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AO_{21}ア中「0.005」を「0.017」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AO_{21}イ中「0.005」を「0.019」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AO_{23}の次に次のように加える。

AP_n	被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
AQ_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.006
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.005
AR_n	沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
AS_{24}		0.004

第十一条第五項の表市町村の項第十七号面積の算式中「$\sum_{n=4}^{15}$」を「$\sum_{n=5}^{15}$」に、「$\sum_{n=4}^{13}$」を「$\sum_{n=5}^{13}$」に、「$\sum_{n=18}^{23}$」を「$\sum_{n=18}^{24}$」に、「1,219,000円」を「1,211,000円」に改め、同号面積の算式の符号B_n中「（ただし、平成4年度にあつては、臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの、総務大臣の指定する充当の率が90パーセントのもののうち弾力的運用分として許可された部分以外のもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の許可額に相当する額とする。）」を削り、同号面積の算式の符号C_3を削り、同号面積の算式の符号C_5ア中「0.021」を「0.020」に改め、同号面積の算式の符号C_9イ中「0.022」を「0.021」に改め、同号面積の算式の符号C_{10}ア中「0.006」を「0.005」に改め、同号面積の算式の符号C_{11}ア中「0.026」を「0.025」に改め、同号面積の算式の符号中「C_{15}=0.026」を「C_{15}=0.025」に改め、同号面積の算式の符号E_4を削り、同号面積の算式の符号E_5ア中「0.021」を「0.020」に改め、同号面積の算式の符号E_6イ中「0.022」を「0.023」に改め、同号面積の算式の符号E_9イ中「0.022」を「0.021」に改め、同号面積の算式の符号E_{10}イ中「0.022」を「0.021」に改め、同号面積の算式の符号中「G_{15}=0.026」を「G_{15}=0.025」に「G_{16}=0.027」を「G_{16}=0.026」に改め、同号面積の算式の符号I_8イ中「0.074」を「0.073」に改め、同号面積の算式の符号I_9中「0.044」を「0.043」に、「0.072」を「0.071」に改め、同号面積の算式の符号I_{10}イ中「0.072」を「0.071」に改め、同号面積の算式の符号I_{11}ア中「0.078」を「0.076」に改め、同号面積の算式の符号I_{12}ア中「0.077」を「0.075」に改め、同号面積の算式の符号中「I_{15}=0.043」を「I_{15}=0.042」に「I_{16}=0.045」を「I_{16}=0.044」に改め、同号面積の算式の符号I_{17}中「0.026」を「0.025」に「0.049」を「0.048」に改め、同号面積の算式の符号O_{21}中「0.008」を「0.031」に改め、同号面積の算式の符号O_{23}の次に次のように加える。

O_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.004
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.004

第十五条第1項の表都道府県の項中「1.031」を「1.068」に改め、同表市町村の項第1号中「1.005」を「1.023」に「32.2」を「32.5」に改め、同項第11号中「1.023」を「1.069」に「0.356」を「0.343」に改め、同項第13号中「1.031」を「1.070」に改める。

第十六条第1項の表都道府県の項第1号中「0.5」を「0.3」に「場合は0.3、」を「場合は0.2、」に、「0.2」を「0.1」に改め、同項第11号中「0.4」を「0.3」に改め、同項第13号中「0.7」を「0.5」に、「58.6」を「58.8」に改め、同表市町村の項第1号中「0.7」を「0.5」に「27.5」を「27.9」に「7.9」を「8.5」に改め、同項第四号中「0.7」を「0.5」に改め、同項第五号中「0.9」を「0.7」に「2.02」を「2.88」に「0.16」を「0.27」に改め、同条第11項中「第十七号又は第十八号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第十七条第三項の表都道府県の項中「地方道路譲与税に係る額（平成二十一年度に係る額に限る。以下この表において同じ。）」「児童手当特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この表において同じ。）に係る額（平成二十一年度に係る額に限る。以下この表において同じ。）」「地方道路譲与税に係る額」及び「、児童手当特例交付金に係る額」を削り、同表市町村の項中「、地方道路譲与税に係る額」及び「、児童手当特例交付金に係る額」を削る。

第十八条第二項第一号中「平成二十三年度市町村税課税状況等の調（以下「市町村税課税状況調」という。）」を「平成二十四年度の市町村税課税状況調」に改め、同項第二号中「地方自治法等の規定